

アジア汚水管理パートナーシップ(Asia Wastewater Management Partnership)

実施要綱 Implementation Guideline

1. 目的

- (1) アジア汚水管理パートナーシップ(AWaP)は、2030年までのSDGs、特にターゲット6.3の達成を目指すパートナーシップである。
- (2) AWaPはアジアにおける汚水管理の主流化と、各国の取組を促進する。
- (3) AWaPは各国の取組みを促進するために、各国のあらゆる層への汚水管理の主流化、汚水管理の普及に必要な知見の共有および、課題を解決するためのモデルの創出を目指す。

2. 定義・活動範囲

- (1) 汚水管理の定義は「汚水の収集と処理及びそれに付随する事項(行政や財政、技術的な計画や設計、施設の建設、運転や維持管理、全体機能の監視と評価など)」とする。
- (2) AWaPでは「汚水管理」を対象範囲として、原則としては全ての汚水(Wastewater)を含む。
- (3) メインの対象は家庭、事業所、工場などのポイントソースからの排水であり、農地、道路などのノンポイントソースからの排水は原則としては対象外とする。

3. 使用言語

AWaP活動時の使用言語は英語を基本とする。

4. 活動方針

4.1. 活動の柱

基本的な活動の方針について、下記3つの柱を基として記載する。

- (1) 汚水管理の意識向上
 - A) 国際社会・各国各層における「汚水管理」の浸透・政策優先順位を向上させる。
 - B) 汚水処理施設が整備された後も、持続的に施設を維持管理することの重要性について認知を高める。
- (2) 汚水管理のモニタリング
各国の水環境の状況、汚水管理普及のために必要な取組についての情報を共有する。
- (3) 共通課題の解決
各国の共通課題を解決するための、モデルやガイドラインを作成、共有する。

4.2. 活動の進め方

- (1) 上記3つの基本的な活動方針の元での具体的な取組については、活動ごとに活動計画(Work Plan)を作成する。
- (2) 活動計画の案は、各国の提案や意見を踏まえAWaP事務局にて作成し、総会において承認される。
- (3) 活動毎にリーダーとなる国・機関を設け、当該国・機関は他の国・機関や事務局の支援のもと

活動を主導する。

- (4) 各活動の経過や成果は毎回の総会で報告し、パートナーシップのメンバーに広く共有する。

5. 組織

AWaP は下記の要素から構成される。

5.1. メンバーシップ

5.1.1. 参加する資格を有する機関

AWaP は参加する機関のパートナーシップにより成立するものであり、パートナー国、サポート機関によって構成される。

(1) パートナー国(Partner Countries)

パートナー国は、AWaP の取組に参画し、各国における汚水管理を主体的に推進する主体であり、本パートナーシップの中心的なメンバーである。

(2) サポート機関(Supporting Organizations)

サポート機関は各組織が有する資源を提供／共有することで AWA の取組を支援する機関であり、以下の機関を想定する。

- A) 汚水管理に関する活動を行っている国際機関、開発援助機関
- B) 汚水管理に関する技術的、政策的ノウハウ・ナレッジを有する公益的な団体
- C) 汚水管理に関する研究を行っている研究機関、大学

5.1.2. 連携して活動する組織

水環境ガバナンス強化のために必要とされている情報や知識を提供することで、水環境の改善に貢献することを目的としているアジア水環境パートナーシップ (WEPA) とは、汚水管理の主流化に向けて緊密に連携して活動を実施する。

5.1.3. 参加機関の役割と責務

(1) パートナー国の責務

- A) フォーカルポイントの登録
 - ・ パートナー国は AWA のフォーカルポイントを指定し、担当者の氏名、所属、役職、連絡先を登録しなければならない。
 - ・ フォーカルポイントとなる担当者は、原則として各国政府において汚水管理を所管する中央省庁又はそれに準ずる組織の職員とする。
 - ・ フォーカルポイントとなる担当者は、AWA 運営委員会の委員として AWA 運営への協力が求められる。
 - ・ フォーカルポイントが変更した場合には AWA 事務局に連絡しなければならない。
- B) 定期的な情報提供・共有
 - ・ パートナー国は汚水管理に関する各国の進捗、取り組みについて、年に 1 回程度 AWA 事務局に情報提供を行わなければならない。

- C) 活動への参加
参加国は活動項目に示された活動について参加しなければならない。
 - D) 会合への参加
 - ・ パートナー国は定期的開催される AWaP 総会に参加しなければならない。
 - ・ OECD の DAC 援助受取国リスト(DAC リスト)に掲載されている国の参加に関する加に関する旅費は、各年の予算の範囲内で AWaP 事務局が負担する。
- (2) サポート機関の役割と責務
- A) サポート機関は、AWaP との連携内容、支援内容について、AWaP 事務局と個別に協議を行う。
 - B) サポート機関は、AWaP のフォーカルポイントを指定し、担当者の氏名、所属、役職、連絡先を登録しなければならない。

5.1.4. 加盟方法

- (1) 本パートナーシップに加盟を希望する国・機関は、時期を選ばずに事務局に知らせることができる。
- (2) 運営委員会でパートナー国の 3 分の 2 以上によって認められれば、承認 30 日後にパートナー国又はサポート機関として認められる。

5.1.5. 脱退方法

- (1) AWaP からの脱退を希望するパートナー国又はサポート機関は、事務局に対して脱退希望を提出することで認められる。
- (2) ただし、活動計画に示した活動を主導する国・機関は同活動が終了するまで脱退は認められない。

5.2. 運営体制

本パートナーシップは以下の運営体制で運営する。

5.2.1. 事務局

- (1) 事務局は日本国・東京に設置し、日本国国土交通省及び環境省が共同で運営する。
- (2) 事務局長は原則として日本国国土交通省及び環境省における AWaP を担当する職員とし、両省協議の上決定する。

5.2.2. 運営委員会

- (1) 本パートナーシップの運営について協議を行う場として、運営委員会を設立する。
- (2) 構成員は、AWaP メンバー国のフォーカルポイントとする。
- (3) 運営委員会の委員長は事務局長とする。
- (4) 運営委員会は原則として日本国・東京で開催するが、遠隔地の委員はテレビ会議などの方法を用いて参加することができる。

5.2.3. 総会

総会は原則として2年に1回開催する。開催場所や時期などについては運営委員会における協議の上決定する。

5.2.4. 議長

総会の議長については、運営委員会の協議に基づき決定する。

5.2.5 アドバイザー

AWaPの活動に必要な専門知識を有する専門家をアドバイザーとして任命する。アドバイザーは運営委員会が任命する。

6. 資源

6.1. 活動資金

(1) 事務局運営に関する費用

AWaPの事務局運営に関する費用は日本政府が原則として負担する。

(2) 会議開催に関する費用

AWaPの総会、運営委員会の開催に関する費用は日本政府が原則として負担する。

(3) 会議の参加に関する費用

パートナー国のうちOECDのDAC援助受取国リスト(DACリスト)に掲載されている国の参加に関する旅費は、各年の予算の範囲内で日本政府が負担する。

(4) 各活動に関する費用

各活動の実施に関する費用は、活動毎に個別に費用負担者(スポンサー)を設けることとする。

(5) その他の費用

その他のAWaPの活動に必要な資金については個別の協議に基づき費用負担者を決定する。

6.2. その他の資源

パートナーシップのメンバーは、AWaPの活動に資する知見などの知的資源を必要に応じてAWaPに提供する。

7. 解体

本パートナーシップの解体は、総会で参加国の4/5以上の賛成を持って可決によって決定される。

8. 発効

本要綱は、本合意書に少なくとも3つの機関が署名したその日から施行する。本要綱の改訂は、運営委員会の議を経て行うこととする。

9. 改正

この要綱の改正は運営委員会での協議を通じてなされる

アジア汚水管理パートナーシップ(AWaP)設立のための 合意書

前文

本合意書に署名する当事者(Parties)らは、

アジア汚水管理パートナーシップ(以降 AWaP)が、法人格を有しない、汚水管理の主流化を促進するための多国間のパートナーシップであることを理解し、

アジア汚水管理パートナーシップの趣旨に賛同し、かつその支援することに賛同し、

アジア汚水管理パートナーシップ(AWaP)を構成する参加者として招待されていることを前提として、

下記の条項に同意する。

第一条

(設立)

1. 本同意書の当事者(Parties)は AWaP 設立に同意する。
2. 当事者は本同意書によって、AWaP 実施要綱に同意したものとする。

第二条

(脱退)

設立から3か月経過後は、当事者は実施要綱に基づきパートナーシップを脱退することができる。

第三条

(加盟)

加盟を参加する国や機関はいつでも事務局に知らせることができる。
運営委員会で認められれば、承認30日後に加盟国として認められる。

第四条

(発行期日)

本合意書に少なくとも3つの機関が署名したその日から、AWaP はパートナーシップとしての効力を持ち、AWaP 実施要綱が効力を持つ。

証拠(Witness)として、原本と原本のコピーに署名し、事務局に送付する。事務局は、Certified Copy(認証コピー)を署名者に返送する。

署名

日付

名前

所属(国/所属機関)